

會見別添要請書ヲ提出シ各項ヲ付キテ之狀ヲ示シテ
アツタリ之ニ對シ相向物役ハ

諸君ノ厚望セラルル處ハ第一項目、新採用規定ニ在ル
思ハ此ノ點私ハ長共ホテ相談シテ居ル處ナリ、同
規定ハ他所ニ比較シテ尚イテ待遇テアルタメニ
定カ悪ク考へルハ憾カアル程ニ思フ、私共親ノ立場ニ
考トシテハ何シテ同様に取扱ヒ被イ、尚此上共ニ長ト相談
ノ上考慮スルコトナスル

ト答へタルタメニテテ諸君ト相向、其他中令議長、室議長
ヲ訪問スルニ在リ、小村書記長ニ會見要請書ヲ提出、